

改正後	改正前
<p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者のうち次に掲げる者</p> <p>イ 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号。以下「権限告示」という。）第一条の表の一項の銀行の欄に掲げる銀行</p> <p>ロ 銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店</p> <p>二 「略」</p> <p>三 権限告示第四条に掲げる銀行持株会社</p> <p>〔四〇八 略〕</p> <p>九 権限告示第五条の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者（第一号から前号まで及び次号から第二十号までに定める金融機関を除く。）</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>十七 本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）第一条各号に掲げる者</p> <p>〔一八〇二十 略〕</p>	<p>中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）第一条の表の一項の銀行の欄に掲げる銀行</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 平成十四年金融庁告示第三十五号第四条に掲げる銀行持株会社</p> <p>〔四〇八 同上〕</p> <p>九 平成十四年金融庁告示第三十五号第五条の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者（第一号から前号まで及び次号から第二十号までに定める金融機関を除く。）</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>十七 平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）第一条各号に掲げる者</p> <p>〔一八〇二十 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。